日付: 2004年 7月22日 提出元: アッカネットン 、、 題名: 保護判定基準の決定方法の比較

課題表対応 C3.2およびC3.3

前書き

SMS-12-AССА-01で、保護判定基準値の決め方には、

- ◇ システムの性能(伝送性能値)から決める方法(現行JJ100.01の保護判 定基準値、SMS-11-9提案)
- ⇒ サービスやシステムに対する要求条件から決める方法(SMS-12-ACCA) - 0 1 提案)

があることを示した。

本寄書では、両者の比較を行う。

1. ユーザ、ISPの観点

比較項目	伝送性能値から決める方法	サービス要求条件から決める 方法
既存ユーザ (被干渉クラス Aシステムユーザ)にとっ ての意味	現状のサービスレベル(伝送 速度)が下がる下限の目安 (ADSLプロバイダの言 い訳値)	過半のユーザにとって維持されるべきサービスレベル (伝送速度)の目安(ADSLプロバイダの通信品質目標値)
新システムユーザ (与干渉 ユーザ) にとっての意味	将来当該システムがクラス Aになった場合のサービス レベル(伝送速度)の下限の 目安	(補足説明1)
不变性	クラスAシステムの増減、技 術進歩により受動的に変わ り得る。	変更は主体的。
分かり易さ	クラスAのシステムの 増減に従い種類も増減 する。設定根拠から説明する 必要がある。	▶ 保護判定基準値が数種類 (G.992.1,G.992.2、遠距離 システムなど)に限られ る。▶ 視覚的に分かり易い。
使用目的(サービス仕様) との関係		条件が単純で関係付けが容易 であり説明も容易。
ギャランティーサービスの 保護基準値に対する考え方 の整合性	なし	あり。 (補足2)

(補足説明1)

別に、ADSLプロバイダは、各自あるいは共通の計算条件で、悪条件下での伝送性能値を計算し、提示、説明する。

(補足説明2)

ISDNに対する保護判定基準値はサービス要求条件からの規定である。

また、将来電話サービス(ギャランティーサービス)が×DSL方式で提供される場合には、ギャランティーサービスに対する保護基準値として別途設定する。

2. スペクトル管理ト

スペンドル目柱工		
比較項目	伝送性能値から決める方法	サービス要求条件から決め る方法
保護判定基準値の種類	クラスAシステムの増減に 従い種類が増減する。	保護判定基準値が数種類 (G.992.1,G.992.2、遠距離シ ステムなど)に限られる。
設定根拠	技術の進歩による計算条件 の修正、モデルの変更によっ て変る。(注1)	事業者間の合意に拠る。
スペクトル適合性判定計算 条件との関係	保護判定基準値の計算条件と同一条件。	保護判定基準値の設定とは 無関係。
特例扱いとの関係 例: O L 方式	事業者間合意でサービスレ ベルに基づく特例が設けら	同一の根拠(事業者間合意) で保護基準値を設定できる
例. 0 L 万式	れている。 透明性に欠ける。	ので、特例扱いとする必要が なく透明性が保たれる。
上り拡張システムの暫定運 用案との関係	暫定案は、サービスレベルに 基づく条件が設定され、整合 性をとるのが難しい。	容易
マルチゲージ、ブリッジタ ップの影響	スペクトル適合性評価が完全に相対評価なら必要ないが、限界線路長を正確に計算するためには考慮すべき。	考慮する必要がない。 (注2)
ISDNとの関係		ISDNを干渉源としない。 (補足説明3)

(補足説明3)

- ▶ 新サービスの伝送性能値を提示する場合には含める。
- ▶ 収容条件はADSLプロバイダの判断に拠る。

(注1)

第2版の条件は、干渉源の数、組み合わせが現実の環境を反映しておらず、極めて保護 判定基準レベルが低い。

与干渉回線/総回線数=1/6の場合、

- 与干渉回線と被干渉回線が同一カッド内にある確率: 8/100
- 同一サブユニット内に与干渉回線が4.5回線ある確率: 3/10000 また、弊社の調査では同一サブユニット内にあるISDN回線数は1.86であった。 (注2)

適合性評価計算の条件には、考慮すべきである。

3. 結論

- (ア)保護判定基準値は、ADSLサービスの通信品質の目標値(ベストエフォートサービスの場合)、或いはギャランティ値(ギャランティサービスの場合)とすべきである。
- (イ) 伝送性能値から保護判定基準値を決める方法は、不変性および透明性の点で問題がある。
- (ウ) J J 1 0 0 . 0 1 第 2 版で採用されている I S D N に対する保護基準値、緩和値の考え方、O L 方式に対する事業者間合意は、サービス要求条件に基づくものであり、伝送性能値に基づき決められた現行の保護判定基準値は、考え方に一貫性(整合性)がない。
- (エ) 現行の保護判定基準値は、第2版制定時に<u>たまたま</u>クラスA、A であったシステムが相 互に干渉した場合の最悪ケースを想定して決められたものであり、固執するメリットはな い。